

令和5年度第2回滋賀県社会福祉審議会概要

- 1 開催日時 令和5年11月28日(火)13時00分～14時50分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 大会議室(プレスセンター)
- 3 出席委員(五十音順、敬称略)26名
秋野 由美子、朝比奈 遥、飯田 寛、石黒 賀津子、市川 忠稔、市川 嘉重、太田 正則、大西 孝雄、来見 良誠、坂下 ふじ子、坂本 直幸、佐口 佳恵、佐藤 すみれ、鈴木 あつ子、高橋 健太郎、中井 智美、長橋 満見子、西澤 茂子、本田 秀樹、松尾 道子、丸本 千悟、村松 明日香、山川 すゑ子、山口 浩次、山本 俊夫、山本 身江子
滋賀県再犯防止推進計画検討専門分科会会長 浜井 浩一
- 4 欠席委員(五十音順、敬称略)3名
北居 理恵、空閑 浩人、野瀬 喜久男
- 5 事務局
大岡健康医療福祉部長、奥山健康医療福祉部次長
健康福祉政策課：駒井課長、田中主幹、田中主査、畑主任主事、中川主任主事、矢向主事
医療福祉推進課：飯田課長、西川参事
障害福祉課：長谷川課長、石田参事
子ども・青少年局：園田局長、出口参事
滋賀県警少年課：米森課長
- 6 議題
(1)委員長の選出について
(2)「第二次滋賀県再犯防止推進計画」の答申案について
(3)滋賀県地域福祉支援計画の取組状況について

7 議事概要

(司会)

定刻になりましたので、令和5年度第2回滋賀県社会福祉審議会を開催させていただきます。
本日、司会進行を務めさせていただきます。健康福祉政策課の田中と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部長の大岡より御挨拶申し上げます。

(健康医療福祉部長)

皆さんこんにちは。健康医療福祉部の大岡でございます。

本日は、滋賀県社会福祉審議会を開催させていただきましたところ、皆様には御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。

皆様には常日頃より、それぞれの立場で本県の健康医療福祉の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて本審議会でございますけれども、この7月に任期満了に伴う一斉改選後、初めての会議となります。

改めまして皆様には委員に御就任をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げますとともに、本県の社会福祉行政の推進につきまして、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、これまでの審議ですけれども、一斉改選前の6月に開催をさせていただきました会議におきましては、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定にかかる答申をいただき、その後、県民の皆様からの御意見も頂戴しながら、先月改定をいたしました。

この指針をもとに、本県としまして、誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくりの推進に努めてまいり所存でございます。

また、同会議で諮問をさせていただいた、第二次滋賀県再犯防止推進計画の策定につきましては、専門分科会にて3回にわたり議論を頂戴し、答申案としてお手元にお配りのとおり作成をさせていただきました。

本日は本計画の検討専門分科会の浜井会長にも御出席いただいております、分科会での議論の様子など、御報告をいただくことになっております。

この場で皆様から御意見等を頂戴しまして、本審議会の答申案として取りまとめをさせていただき、知事に答申をお願いしたいと考えております。

この他に地域福祉支援計画の取組状況についても御報告をさせていただくこととしております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様方には積極的な御意見や御提案を賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

この会議では、コミュニケーションについての配慮を踏まえて進めたいと思います。

御発言いただく際には、マイクがお手元に来てからお名前を名乗っていただいた上で、ゆっくり御発言をいただきたいと思っております。

また、資料に沿って発言をされる場合は、何ページ、何行目といった具体的な箇所を明示した上で御発言いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして会場内の状況について説明をいたします。

会場の中央部分に口の字に机を配置しておりまして、そこに委員の皆様と職員が座っています。右側に、傍聴席、報道機関の記者席がありますが、現在どなたもおられません。

事務局には14名の職員がおりまして、健康医療福祉部長、次長および健康福祉政策課、医療福祉推進課、障害福祉課、子ども・青少年局、県警少年課の職員に出席をいただいております。

次に、会議の公開と会議の成立について確認をいたします。

本日の会議は公開で開催いたしますため、傍聴が可能となっております。

会議の内容につきましても、議事概要を後日公開することとなっておりますので、御了承をお願い

いします。

本日の審議会には委員29名中、26名の御出席をいただいております。

委員総数の過半数以上となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例に基づきまして、審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

また委員26名の他、滋賀県社会福祉審議会再犯防止推進計画検討専門分科会の浜井会長にも、本日御出席をいただいております。

今回、改選後初めての開催となりますので、改めまして本日御出席いただきます委員の皆様には、簡単に自己紹介をいただきたいと思っております。

たくさんの委員に御参加いただいておりますので時間の都合上申し訳ございませんが、所属とお名前についてお願いいたします。

<出席委員 自己紹介>

(司会)

空閑委員、北居委員、野瀬委員の3名の委員が御都合により欠席をされています。

<資料確認>

(司会)

それでは早速議事に入らせていただきます。

本日は、7月11日に社会福祉審議会委員の一斉改選がされてから初めての審議会でございます。

このため、委員長が選出されるまでの間、事務局においてしばらく議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議題1にありますように、委員長を選出する必要がございます。

社会福祉法第10条により委員長は委員の互選によることとなっております。

委員長の選任につきまして、皆様方の御意見を賜りたいと存じますがいかがでしょうか。

(委員)

社会福祉の審議会でありますので、長年にわたり幅広い分野で滋賀県の地域福祉の推進に御尽力をいただいております滋賀県社会福祉協議会の市川会長にお願いしてはいかがでしょうか。推薦いたします。

(司会)

ただいま、委員から社会福祉協議会の市川会長にお願いしてはどうかとの御意見がございましたがいかがでしょうか。

<異議なし>

「異議なし」とのお声をいただきましたので、市川委員に本審議会の委員長をお願いしたいと存じます。

それでは、市川委員におかれましては、委員長席にお移りいただきますようお願いいたします。

ここからの進行ですが、社会福祉法第10条の規定によりまして、委員長は会務を掌理するとありますため、市川委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(委員長)

委員長に選任いただきました、市川でございます。

経験豊富な皆さんがおられます中、選任いただきましてありがとうございます。

就任にあたって、一言だけ御挨拶申し上げます。

私自身も県社会福祉協議会の会長に就任してまだ5ヶ月でございまして、日々新たな経験をさせていただいております。

最近、福祉とは何か。ということをよく考えるようになりました。

学問的にも考え方はありますし、また皆さん自身思っておられることもあると思いますが、国語辞典では「幸せ」と記載されております。

私も福祉の推進が「幸せ」に繋がるものと思っております。

福祉制度もそうですけれども、まちづくりや産業振興でも「幸せ」に繋がる取組が必要だと思っております。

この審議会は、様々な分野と立場で「幸せ」とは何かを考えておられる委員が集まる会議だと思っておりますので、県民の「幸せ」に繋がる活発な議論ができますよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入らせていただきます。

議題の(2)ということで、第二次再犯防止推進計画の答申案についてです。

令和5年6月の審議会で、知事から第二次滋賀県再犯防止推進計画に関する諮問を受けて、滋賀県再犯防止推進計画検討専門分科会において集中的な議論をお願いしておりましたので、まず事務局より概要を説明いただき、次に計画素案を取りまとめいただきました浜井分科会長より分科会での主な議論の内容について報告をお願いしたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

【事務局から資料1-1～3により説明】

(分科会長)

分科会の会長を務めさせていただいております。よろしく申し上げます。

まず分科会で最初に確認したのが、再犯防止推進計画の「再犯防止」という言葉の意味について

て確認させていただきました。

再犯防止は、元来、刑事司法機関が使っている言葉であり、その目的は社会防衛にあります。

刑事司法機関における再犯防止とは、刑務所を出た人たちを、社会に対するリスクとして捉えて、彼らを適切に管理・処遇することで再犯を防止するということになります。

再犯防止のもとでは、刑余者と言われる人たちは構成する主体ではなく、管理される客体という扱いを受けることになります。

その目的は、再犯をさせないことにあり、そこには、必ずしも、刑余者にとってより良い人生を送ってもらうための具体的な人生の目標とか生活のイメージというのが存在しておりません。

これに対して、地方自治体がすべきことは、地域で暮らす刑余者たちを社会的なリスクとして捉えて管理するのではなく、彼らが社会に定着して生活できるように、立ち直っていく主体としての彼らの更生や立ち直りを支援することにあるという点を確認しました。

刑余者が犯罪を選択することなく、社会で生きていけるよう支援することが、結果として再犯防止となり、新たな被害者を生み出さない社会を作っていく、そのための計画を策定していくという点を共有しました。

同じような観点から、困難を「抱える」、生きづらさを「抱える」、障害を「抱える」といった言葉が多用されている点につきまして、その人が好んで「抱えている」わけではなく、「抱えさせられている」状況にあることが、「抱える」という表現だとうまく伝わってこないのではないかという意見がありました。

そこで計画においても、「生きづらさのある」、「障害のある」という表現に変更しました。

これには、単なる表現の問題ではなく、抱えなくてもいい困難を抱えさせられている人たちに対して、必要なサービスを提供していくことで、彼らがそれを抱えずに、主体的に生きていけるよう支援するというメッセージが込められています。

今回の分科会では、伴走型支援の必要性とともに、支援者を孤立させない支援、有機的なネットワークの構築とその活用についても強調させていただきました。

計画の中でも、就労、居住、教育、生活、あるいは精神保健支援など、既存の様々なサービスが列挙されていますが、バラバラに提供されたのでは、有効に機能しません。

あらゆる再犯の背景には、必ず孤立がありますので、孤立を防ぎ、地域社会で生きていくことができるよう、支援の有機的なネットワークの構築というのが不可欠になっています。

そのため、今回、取組方針(5)にネットワークを追加しました。

また、現在様々なところでネットワークの重要性が指摘されていますが、それが形だけのものにならないよう、当事者意識を持った有機的なネットワークの構築が重要であると考えております。

計画が確定した場合には、そちらに力を入れていただきたいと考えております。

また、少年非行等は時代とともに変わっており、昔の暴走族のような不良交友タイプの非行少年というのは減っており、一方で、引きこもりや闇バイトのような非行が増えています。

そういった変化に柔軟に対応していくため、計画自身をしっかりとアップデートできるように作っていくことが重要だという意見も出ました。

また、被害者支援の立場から、性犯罪の再犯予防についても強い要望がありました。

性犯罪者の中には、特別な問題を抱えている人も少なくなく、認知行動療法等の様々な特性に応じた支援を継続して実施していくことが必要になります。

刑事司法機関では、性犯罪者に対して認知行動療法を行っていますが、認知行動療法自体にも有効期限があり、およそ2年経つと効果が薄れてくるということが確認されていますので、地域社会での継続的な支援が求められています。

それから、計画にあるような様々な支援を刑余者に対して行うことは、結果として再犯防止に繋がり、次の被害者を出さないためのものであることをもっと強調して、多くの県民の方に支援の重要性を知ってもらう必要があるという意見も出ました。

「反省は1人でもできるけれども、更生は1人ではできない。」

反省と更生は別物で、反省することはもちろん必要だけれども、反省すれば更生できるわけではないので、更生するために、地域社会で犯罪を選択肢としなくても生きていけるような状況を作り出していくことが大事です。

それは単純に居住支援、就労支援を行うだけではなくて、サード・プレイスという生きがいを持って生きていける場所が必要であります。

再犯防止推進計画を通して、刑余者も含めて、多くの人たちが生きがいを持ち、再び罪を犯すことなく生活できる具体的な選択肢を提供することで、再犯を防止することが重要であると思っております。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

ただいまの分科会からの報告を踏まえまして、答申案について御意見御質問等を伺います。

それでは御意見のある方、どうぞ。

(委員)

資料 1-2 の指標にある「青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率」について、支援プログラムを終了することではなく、プログラムを終了した先に何が達成されたかが重要ではないかと思えます。

例えば、自己実現できて、進学や就職ができることで、再び罪を犯さなくても生きていける生活が実現したかというところを指標とするべきではないかと思いました。

『あすくる』の支援の内容には、非行少年等が多かった時代の支援のままで、現代における非行の形態に合った支援内容になっていない部分もあったと感じます。

そのため、終了するだけでは適切ではないのかなと思いました。以上です。

(分科会長)

おっしゃる通りだと私も思います。

少年非行の分野では、以前は少年院を退所した後は、就労が主な社会復帰先でありましたが、今は、復学する人も多く、その方が就労後の定着率も非常に高くなっています。

復学した上で就労する方が、更生が促進される点を考えると、単なる終了率だけではなくて、支援が終了した後、どの程度復学できているかという進路追跡もきちとした上で、その件数あるいは率を出していくほうが指標としては適切だと思います。

(事務局)

御指摘の点は検討させていただきたいと思います。

確かにこういう指標を設ける際は、アウトプットというよりはアウトカムで、最終どういう状態に持っていくかの指標の設定が望ましいわけですが、どこまで把握しきれぬのかという問題もありますので、担当課とも相談をしながら、検討をさせていただきたいと思います。

(委員)

資料 1-2 の指標において、入居者の範囲に「保護観察対象者」を含むセーフティネット住宅登録戸数という数字をお示しいただいておりますが、実感として実態よりもすごく多いと感じています。

天津市の登録戸数はすごく多いのではないかと思います。地域差はどの程度課題に持っていますか、また、他の市町についての実際住宅の登録戸数がどの程度なのか、また、その住居に実際に入居できて定着されている方はどの程度把握されてますでしょうか。

(事務局)

1点目の地域差ですが、県全体の登録戸数については記載の通りですが、その地域ごとの数については把握しておりませんので、また確認をさせていただきたいと思います。

2点目に実際どの程度の方が入居されているのかですが、そちらにつきましても、現在は把握できておりませんので、次の計画において、居住支援法人における「刑事司法関係機関および更生保護機関からの依頼を受けて支援した」件数、これを新たに指標に設けて、今年度の実績から順次集計を行い、把握していきたいと思っております。

(分科会長)

追加でよろしいでしょうか。

国土交通省が実施しているセーフティネット住宅や居住支援法人の在り方に関する会議においても、セーフティネット住宅を増やすことが検討されていますが、実態としてこのセーフティネット住宅の制度では、十分な戸数が確保されていないだけでなく、入居者が少なく、使いにくい制度になっており、制度設計そのものを見直していかなくてはならない状況があります。

居住支援法人が、刑余者に限らず様々な住宅確保要配慮者の居住支援をされている中で、住居の確保だけでなく、どの程度の生活支援を行っているのか、関係機関との程度連携しているのかという点も指標の中で取っていただきたいと考えております。

(委員)

今おっしゃった居住支援法人の制度が使いにくいというのは、具体的にどんなところですか。

(分科会長)

住宅確保要配慮者といった高齢者、外国人、刑余者等が、保証人の設定や敷金礼金が払えなかったりすることで、住居を確保できない人たちがいます。

そうした人たちが入りやすい住宅というのを登録制で支援していく中で、家賃低廉化政策等の家賃を安くする政策が取られていますが、充分ではありません。

また、マッチングの際に住宅確保要配慮者の人たちのニーズと実際にセーフティネットに登録されている住宅の状況が合わないところも大きな問題となっております。

対応としては、登録物件数を増やしていくと、できるだけ幅広い選択肢を設けることが必要ですが、制度そのものに使いにくさがないかというところを現在検討しております。

また、もう少し家賃も下げないと難しく、高齢者の入居の場合は死後の対応など、大家さん自身が様々な不安を抱えておりますので、そこに対して、どの程度支援ができるのかも含めて、居住支援法人と連携していく必要があります。

住宅確保要配慮者の方々は、住宅を見つけて入居できればいいという話ではなく、そこで生活される上で、様々な問題のある人たちが多くおられますので、生活支援も同時に行う必要があり、現在それを居住支援法人の方に大きく負担いただいている状態です。

負担を解消するためにネットワークが必要であります、どう作っていくのかを含めて検討しているところでございます。

(委員)

資料 1-2 で3(1)高齢者または障害のある人等への支援のための取組において、知的障害者の方であれば、判断能力が健常者の方と比べて少し足りない部分があるので、犯罪とわからずに騙され、それが犯罪に結びついてしまう場合があります。

また、仕事を紹介していただいても、朝に時刻どおり出勤ができない等の理由で、支援者が知らない間に仕事を辞めてしまっていて、支援者が知らない間に、困窮に陥って犯罪に結びついてしまう事例を知っております。

そうしたことが起こらないための具体的支援や体制の充実と記載がありますが、具体的に思っていることがあれば教えていただきたく思います。

(分科会長)

御質問いただいた点については、特に高齢者と障害者に関して言えば、地域生活定着支援センターが支援の対象にできるため、その狭間に陥るような人たちに比べると比較的手厚い支援ができる体制になっております。

御質問いただいた点は、刑事司法の分野でも福祉の分野でも認識しており、刑務所や少年院でも最近では、そうした障害のある方、特に知的障害のある方に対する特別な教育を実施できる施設の整備や、特に少年院ではコグトレを取り入れるなど、円滑な社会復帰が図れるようにしながら、地域生活定着支援センターの支援に繋げていく仕組みづくりをしています。

以前は、地域生活定着支援センターも出口支援といって、矯正施設等を出た後の支援だけを担当していましたが、もう少し早い段階で支援をしていけば、少年院や刑務所に入らずに済んだのではないかということから、昨年からは、入口支援についても予算化されております。

入口支援は、検察に送られた段階で様々な福祉的な支援を実施し、福祉に繋ぐことで起訴猶予等に結び付けることができれば、実刑にならず、刑務所に入らずに済むため早期に社会復帰を果たしていけるという支援になっています。

地域生活定着支援センターはあくまでもコーディネート機関であるため、そこに全ての支援を丸投げするのではなく、どのように地域に繋いでいくかが重要で、市町が持っている障害者サービスの社会資源と地域生活定着支援センターの連携を含めたネットワークの強化をこの計画に含めております。

(委員)

資料 1-2 の指標において再犯防止推進計画の策定市町数がありますが、大津市において、この計画を地域福祉計画の中に含んで作成しましたが、初めての策定だったので、あまり具体的に踏み込むことができませんでした。

各市町が、重層的支援体制整備事業を実施していく中で、就労や住居支援を実施していきますので、障害や高齢などの支援に当てはまらない狭間の人たちが、具体的な支援に繋がるには、刑務所を出た時から支援をしないと自治体や社会福祉協議会にたどり着くのは難しいと思います。

各市町へのこの計画の中身への具体的なアドバイスや計画していただきたいような中身があれば教えてください。

(事務局)

今回議論いただいているこの計画についても、市町に周知しますとともに、各市町で策定されている計画の情報共有等を担当者会議等で周知していきたいと思っております。

(分科会長)

少し付け加えさせていただくと、市町においても再犯防止推進計画を策定することが、努力義務化されているわけですが、未策定の市町もあるというところで、県としては市町に対する働きか

けに力を入れていただきたいと思います。

また、市町で実際に計画を策定するときには県の担当者がオブザーバーとして参加することで、ネットワークが連携、機能していくというところがありますので、そういった点も考えていただきたいと思います。

司法においても、更生保護法を改正して、12月から施行されますが、保護観察期間が終了した人に対しても息の長い支援をしていこうと取り組んでいます。

ただ司法機関が関わるというのは、先ほど再犯防止のところでも述べたように社会防衛的な視点が強くなりますので、あくまでも繋ぎ役であって、そこから市町の再犯防止推進計画へ繋げていくという形で、県には市町の再犯防止推進計画の中でのネットワークの構築に対し、一定の指導力を発揮していただき、実効性のあるスキームを作っていただければいいなと期待しております。

(委員)

薬物依存者の支援について、薬物依存の再犯率はなかなか下がらないと思いますが、具体的にはどのような支援を行ったら効果がありますか。

(分科会長)

これは、どれだけ社会資源があるかによります。

現在は、精神保健サービスの中で依存症に対する様々なカウンセリングを行っていると思います。

これらのサービスも、例えば、ダルクのようなところと連携していく必要があると思います。

特に覚醒剤の依存症に関しては御指摘のとおり、再犯率もかなり高くなっているもので、刑務所においても、薬物依存症に対する認知行動療法を実施しておりますし、仮釈放になった場合には、保護観察所でもそれを引き継いで実施しております。認知行動療法は受けている間はそれなりに効果がありますが、継続しないと効果が切れてしまうため、そこも含めて継続的な息の長い支援をどう構築していくのかが今後大きな鍵になってくると思います。

県の事業として実施するのは、なかなか難しいと思いますので、ダルク等の民間団体といかに連携していくのかが重要になると思います。

また、薬物依存症者の再犯率が高いのは事実ですが、彼らも常に再犯をしているわけではなく、就労が継続している間は再犯をすることなく生活できている期間もあります。仕事を辞めてしばらく経つと罪を犯して捕まるというケースがあるので、やはりここでも重層的な支援が必要で、薬物問題なら専門機関にというように任せきりにするのではなく、そうした支援機関をネットワークの中に入れて、支援者が孤立しないよう就労支援なども含めた重層的な体制作りをしていただければと期待しております。

(委員長)

それではたくさん意見もいただきましたけれども、皆様にお諮りしていきたいと思います。

今いただいた御意見を踏まえまして、資料については、事務局より修正をされるということによろしいですか。

(事務局)

委員長にも御相談させていただきながら、検討したいと思っております。
結果として、現案のままとさせていただく可能性もあること御了承いただけると幸いです。

(委員長)

わかりました。
数字、データ等載せられるものはぜひ載せていただきたいと思います。
この資料を修正するというのであれば、修正について御一任いただくということによろしいでしょうか。

<異議なし>

(委員長)

ありがとうございます。
それでは修正後の答申書につきましては、準備ができ次第、速やかに委員の皆様にお届けしたいと思っております。
それでは議題2の第二次滋賀県再犯防止推進計画の答申案については終了とさせていただきます。
浜井分科会長につきましては、大変丁寧な御説明ありがとうございました。
ここで退席されます。ありがとうございました。
それではここで議題3の滋賀県地域福祉支援計画の取組状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局から資料2により説明】

(委員長)

ただいま事務局から説明いただきました御意見や御質問等いかがでしょうか。

(委員)

福祉読本については、作成した後、小学校や中学校に配布していることと思いますが、副教材であるため、学校ごとに活用の場面は異なると思われます。
どのように活用してもらう狙いを持っていますか。
また、実際に活用し、指導するのは、各学校の先生方になりますが、先生方に対して、どのようにアプローチしていますか。

(事務局)

福祉読本「ともに生きる」につきましては、平成23～24年に策定したもののリニューアルということで、昨年度末に完成したものでございます。

今年度より使用いただいているため、使用実績についての調査は、まだ1回もできていないのが現状でございます。

今年度末、もしくは年度明けに実績については確認をしたいと思っています。

作成して終わりではなくて、少しでも多くの方に学んでいただきたいと思っており、小学校、中学校につきましては、教育委員会に各学校で使ってもらえるよう周知をお願いしています。

また、地域でも活用いただきたいということで、動画も作成し、また、少しでも多くの方に活用してもらえるよう日本語だけではなく、8カ国語でテロップを表示することも考えております。今後も引き続き周知を図っていきたいと思っております。

(委員)

民生委員の環境整備ということで、9ページにて委嘱状況を説明していただきました。

滋賀県は民生委員・児童委員の充足率が95.9%ですが、充足しきらない問題のひとつにマンション建設が進む中で、自治会の加入率が下がり、民生委員の理解もなかなか浸透していないという課題があります。

滋賀県の中でも南部では、特に大きなマンション建設が進み、民生委員・児童委員の欠員が多数生じている地域があります。

私達、民生委員も話し合いをしながら、1人でも多く委員を輩出できるよう考えております。

また、今後とも力をお貸しいただきますよう、よろしく願いいたします。

(事務局)

今ほど民生委員・児童委員の充足率についても御紹介をいただきました。

全国平均よりも滋賀県の充足率は高く、それだけ地域の皆さんがこの民生委員児童委員活動に大変御協力をいただいている証左と思っております。

今指摘がありましたようになかなか充足率が上がらない地域もありますが、そこは滋賀県と民生委員児童委員協議会連合会と一緒に取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

(委員)

計画指標の(2)福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくりについて意見します。

民生委員の任期については、何年ですか。

(事務局)

3年です。

(委員)

9ページにある民生委員・児童委員を対象とした研修について、受講者全てを足しても委嘱数にならないと思いますが、研修は義務ですか、努力義務ですか。

(事務局)

こちら民生委員の研修に関しましては、およそ定数の半分が新任になられますので、その新任の方に向けて、ここで1,284人と記載されているところですが、こちらの新任の方に向けて研修の案内を出させていただいております。

義務ではありませんが、新任の方に受けてもらえるよう研修の周知をしておりますのと、令和4年度からは、研修が当日受講できない方につきましても、映像で後日研修を受けることができるというフォローをしている状況です。

(委員)

私が言いたいのは、義務化ではなくても、そうした指標を設けたのであれば、全員に研修を受けて欲しい。

そのため、令和4年度の実績だけじゃなくて、任期の3年の中で研修を受けた人が何%いるか、合計を出していただかないと意味がないかと思います。

(事務局)

9ページの民生委員・児童委員の研修の実績について、経年で実績を拾い、就任いただいている委員のどれだけが受けていただいているか、正確にわかるよう、今後、資料の書き方を工夫して、詳細に説明できるようにさせていただきます。

(委員)

民生委員は地域の代表であるから、本当は義務化してほしいですが、難しいと思いますので、ほとんどの人が受けていただいたというデータがないと、単年度の実績だけ出しても、半分しか受講していないと捉えられますので、考慮していただきたいと思います。

(委員)

何点が質問をさせていただきます。

最初に、重層的支援体制整備事業は具体的にどういうことをするのか。

二つ目は、現在、重層的支援事業を進められているのは9市町で、なぜ残りの10市町ではできていないのか。その原因はあるか教えていただきたい。

最後の質問ですが、重層的支援体制の整備の中には、隣保館は入っているのか、また、隣保館に対して県の委託を受けて運営助言をしているのは、公益財団法人滋賀県人権センターですが、そのような情報が人権センターに提供されているのかを知りたい。

(事務局)

重層的支援体制整備事業は、令和3年に改正されました社会福祉法に基づきまして、縦割りで解決できないような、主に障害、高齢、子ども、生活困窮の四つの分野における複雑・複合化した支援ニーズに対して、包括的に支援をする体制を作り、相談、支援、参加支援、地域づくりを四つの分野に関わらず一体的に実施するというものになります。

一体的な交付金として、国からお金をもらって事業に取り組まれている市町の数が9市町となります。

残りの市町については、5ページの下に記載のとおり、重層的支援体制整備事業の移行に向けた準備事業に取り組んでいるところが6市町、残りの4町については、重層的支援体制整備事業には取り組まれていませんが、障害、高齢、子ども、生活困窮の部局で連携をとりながら取り組まれていると認識をしているところです。

次に、重層的支援体制整備の中に隣保館が入っているのかですが、こちら市町ごとに地域で四つの分野の狭間となり、支援が行き渡らないことがないように取り組まれており、市町ごとで体制は異なりますが、入っておられるところもあるのではないかと考えています。

重層的支援体制整備事業の情報が、人権センターに提供されているかについて、社会福祉法が改正されまして、各市町で取り組まれているところですので、そうした情報も提供されているのではないかと考えています。

(委員)

県がそういう計画でやりなさいとしているのであれば、隣保館をそうした支援の中に積極的に位置づけることや、あるいはそうした情報を県から市町に出すことはしないといけない。

こうした制度を国が作り、実行しているのは、必要性があるからではないか。

町においては、規模の大きい被差別部落を抱えているところもあり、重層的な課題を持った人たちもたくさんいます。

そうした中で、果たしている隣保館や地域総合センターの役割は大きく、そうした町に対して、県の方からもっと情報を入れて、必要性を伝え、積極的にこの制度に移行していくよう働きかけなくてはならない。

それからもう一つは、滋賀県人権センターと県との関係について、県からこうした情報を滋賀県人権センターに提供されていない、つまり、県の地域福祉支援計画の中から、滋賀県人権センターは外されているということで、これは疑問に感じます。

県の直接の機関ではないが、歴史的経過を含めて、滋賀県人権センターが果たしている役割

から見たら、この滋賀県地域福祉支援計画の中に、滋賀県人権センターは位置付けられるのが当然ではないのか。

今後については、滋賀県人権センターについても、しっかり位置づけをしていただきたいということ要望として言っておきます。

(事務局)

地域総合センターや人権センターの事業につきましては、7ページに一部実績を記載させていただいております。

また、重層的支援体制の整備事業につきましては、実施するのは市町ですが、県がその取組が進むように後方支援を役割としていますので、市町に対しての研修会や情報交換会を定期的に設けております。

そうした中で、いただいたお話も伝えさせていただいて、より体制整備が進むように県としてもしっかり役割を果たしていきたいと考えております。

(委員)

計画に基づいた取り組み状況なので、こういう形になったと思いますが、直近では、新型コロナウイルス感染症が社会を変化させてしまいました。

アフターコロナにおいて、コロナ禍の反省をどう生かしてこの地域福祉をしていくかが、非常に大切だと思います。

そうした視点のもと今後取り組んでいただければと思いますのでよろしくお願いします。

(事務局)

御指摘のとおり、地域福祉におけるコロナでの課題というのもたくさん顕在化してきたと思っております。

できれば一つそうした括りの中で御紹介できるとよかったですと反省もしております。

御指摘も踏まえ、次回以降、御報告できるよう努めてまいりたいと思っております。

(委員)

資料の4ページの福祉人材のロールモデルとなる滋賀の福祉人づくりのところで、研修を行われて福祉従事者の裾野を広げることができたとあります。

その目的が複合・複雑化する地域生活課題に気づき対応できる福祉人材の育成となつていまして、研修を行って、そこから地域で何か困難にあつている方や課題を抱えている方と接して、支援に繋げていくことができる人材を増やすというところかなと理解しましたが、研修を終えた方が実際に地域に戻って活動されて支援に繋がった声があつたのか気になりました。

こうした人材が滋賀県各地にいたることが、滋賀の福祉人づくりの目標なのかと思いますが、各地に満遍なくいる目標になっているのですか。

(事務局)

福祉人づくり研修は、障害、高齢、児童など分野を制限することなく、保育所や障害事業所など直接支援をされている方を対象に実施をしているところです。

研修終了後、自分が働く分野だけでなく、いろんな複合的な課題に対応できるようにということを目的に実施しているものです。

多くの方に研修を受けていただくことで、どの地域どの事業所においても、一定以上の水準のサービスを受けられるように実施しているもので、引き続き研修を続けていきたいと考えているところでございます。

(委員長)

滋賀県社協で受託しておりますので、補足で説明します。

滋賀の福祉人の研修は新任期から中堅期、チームリーダー、管理職と分かれております。

階層別にそれぞれの段階で必要な研修をしているのですが、介護とか保育とか、分野別にはありますが、福祉全体という研修がないので、研修された方の交流も深まりますし、滋賀で福祉の仕事をするのはどういうことかを学んでいただいて、非常に評価もいただいております。ただ、これは繰り返しやるのが重要で、課題はありますが、取り組んでいるところです。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして、熱心に御議論いただきありがとうございました。

まだまだ御意見等もあろうかと存じますけれども、時間が限られておりますので、ここに終了させていただきたいと思っております。

本当に熱心な御議論ありがとうございました。

(事務局)

最後に次長の奥山よりお礼の言葉を述べさせていただきたいと思っております。

(健康医療福祉部次長)

健康医療福祉部次長の奥山でございます。

閉会にあたりまして一言だけお礼を申し上げます。

改めまして本日は大変お忙しい中、この審議会に最後まで御参加いただき御出席賜りまして本当にありがとうございました。

また熱心に御議論を賜りまして、いろんな角度から多様な意見を頂戴いたしました。

いただいた意見につきましては、今後の政策の推進、あるいは計画の策定にしっかりと活かしていきたいと考えておりますので、引き続き御指導と御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

改めまして本当に今日ありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。